



# 島根県報

平成16年 3 月30日 (火)  
号外 第 41 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 規 則

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則 (管 財 課)

### 公布された条例等のあらまし

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則 (規則第28号)

#### 1 規則の概要

- (1) 普通財産は、その管理を公共団体又は公共的団体に委託することができることとした。(第21条の 2 関係)
- (2) 普通財産の管理を委託しようとするときの起案書に記載する事項等を定めることとした。(第21条の 3 関係)

#### 2 施行期日

平成16年 4 月 1 日から施行することとした。

## 規 則

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県規則第28号

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則 (平成 6 年島根県規則第 1 号) の一部を次のように改正する。

目次中「第21条」を「第21条の 3」に改める。

第 3 章第 1 節中第21条の次に次の 2 条を加える。

(普通財産の管理委託)

第21条の 2 普通財産は、次に掲げる場合には、その管理を公共団体又は公共的団体に委託することができる。

- (1) 県が管理することが困難であると認める場合
  - (2) 当該財産の効率的な運用を図るため、他人に管理させる必要があると認める場合
- 2 前項の規定により管理の委託を受けた者 (以下「管理受託者」という。) は、管理の目的を妨げない限度において、知事の承認を受けて、当該財産を使用し、又は収益することができる。
- 3 管理受託者が当該財産を使用する場合であって、当該財産を有償により貸し付けるべきときは、知事は、前項の承認を行わないものとし、第 3 節に規定する貸付けの方法によるものとする。
- 4 管理受託者は、その管理の委託を受けた財産 (以下「受託財産」という。) の管理の費用を負担しなければならない。
- 5 受託財産から生ずる収益は、管理受託者の収入とする。ただし、その収益が前項の管理の費用を著しく超える場合には、管理受託者は、その超える金額の範囲内で知事の定める金額を県に納付しなければならない。

6 管理受託者は、受託財産を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(管理委託の手續)

第21条の3 前条第1項の規定により普通財産の管理を委託しようとするときは、起案書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理を委託しようとする理由
- (2) 台帳記載事項並びに管理を委託しようとする部分及びその数量
- (3) 管理を委託しようとする団体の名称及び所在地並びにその代表者の氏名
- (4) 委託期間及び委託条件
- (5) 管理委託後の管理方法及びその使用計画
- (6) その他参考となる事項

2 前項の起案書には、必要に応じ、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 別に定める管理受託申請書
- (2) 契約書案
- (3) 土地の位置図及び実測図
- (4) 建物の配置図及び建物図

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。